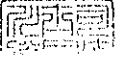
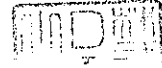


# 和解契約証書



物件所在地：福岡県福岡市 [redacted]  
物件名： [redacted]  
号数： [redacted] 号室

賃貸人 株式会社 [redacted] (以下「甲」という。) と賃借人 [redacted] (以下「乙」という。) とは、平成20年3月1日に締結された上記物件の賃貸借契約 (以下「原契約」という。) における敷引割合額について次の通り和解した。

## 第1条 (敷引の割合及び敷金精算内容について)

平成20年3月1日に甲及び乙との間で締結された上記物件の建物賃貸借契約 (以下「原契約」という。) について、入居時に乙は甲に対し月額家賃 金76,000円の3.5ヶ月分 金266,000円を敷金として差し入れ、甲乙双方の合意により退去時の敷引金額を月額家賃の3ヶ月分である 金228,000円と定めた。平成22年6月13日付けにて乙が甲に対し原契約の解約を申し立てたため、甲は敷金 金266,000円及び家賃等過入金分 金44,771円の合計 金310,771円より敷引金 金228,000円を差引いて精算し、乙に対し 金82,771円を返金したが、原契約の敷引割合について争いがあった為、本和解により敷引金額を 金66,500円とし、甲は乙に対し次項の通り返金する。

## 第2条 (送金方法)

甲は、平成22年6月29日の敷金精算時に原契約に定められた敷引金として受領済みである 金228,000円から、本和解により定められた敷引金 金66,500円を差引いた差額 金161,500円 を平成22年11月30日までに一括して乙指定の下記振込先に送金して支払う。

記  
振込先： 新生 銀行 本店 支店  
口座種別： 普通 口座番号： [redacted]  
(フリガナ)  
口座名義： [redacted]

以上

## 第3条 (清算条項)

甲乙間において上記物件の賃貸借による敷金、敷引及び精算内容については第1条、第2条に基づき解決したものととして、裁判内外問わず他に何らの債権債務の無い事を確認する。

## 第4条 (秘密保持)

甲及び乙は本和解に関する一切の事項を第三者に開示しない事を確認する。万が一、乙の故意または過失による本件に関する内容の第三者への漏えいが発覚した場合、乙は本和解により收受するに至った金銭相当額を即刻甲に返還するものとする。

## 第5条 (和解契約の成立)

乙による本書中、和解契約日、賃借人欄の記入捺印をもって、本和解契約の成立とする。

## 第6条 (和解契約書の保有)

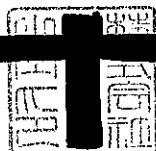
甲及び乙は、本和解契約の成立の証として本書2通を作成し各自一通を保有する。

和解契約日 平成22年10月20日 (乙記入)

甲：賃貸人

住所：福岡県福岡市 [redacted]

商号： [redacted]



乙：賃借人 代理人

住所： 京都府京田辺市山手南2丁目1-4  
ハチセンビル3号館303号

氏名：司法書士 長谷川 聡

